

提出書類一覧表

[産業廃棄物処分業]

(申請者)

)

提出書類	様式	チェック欄
1. 申請書	施行規則様式第8号	
2. 事業計画の概要を記載した書類	様式第7号の1	
(1)施設の概要(中間処理施設)【該当しない場合は不要】	様式第7号の2	
(2)施設の概要(最終処分場)【該当しない場合は不要】	様式第7号の3	
(3)処分業務の具体的な計画	様式第7号の4	
(4)環境保全措置の概要 産業廃棄物処理施設に係る生活環境保全協定等があればその書面の写し	様式第7号の5 *****	
(5)処分後の処理方法	様式第11号	
3. 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書面及び図面 (当該施設が法第15条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。)		
(1)事務所及び事業場の位置図及び姿写真	様式14号の3-1	
(2)事業の用に供する運搬施設及び重機等の概要	様式14号の3-2	
①事業の用に供する運搬車両の車検証及び重機等の検査証の写し (申請日において、有効期限が満了していないこと。)	*****	
②事業の用に供する運搬車両、重機、容器等の姿写真	様式14号の3-3	
(3)事業の用に供する処理施設等の位置図、平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	*****	
(4)保管施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	*****	
(5)事業の用に供する処理施設からの放流水の放流経路を明示した書類	*****	
4. 申請者が3に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること)を証する書類	*****	
5. 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類 (例:産業廃棄物の処分に関する講習を修了した者にあっては、その修了証の写し)	*****	
6. 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	様式第12号	
7. 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (確定申告書の写し及び納税証明書)	*****	
8. 申請者が個人である場合には、資産に関する調書 ・直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (確定申告書の写し及び納税証明書)	様式第6号 *****	
9. 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び商業登記簿の登記事項証明書	*****	
10. 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	*****	
11. 申請者が法第14条第5第2号に該当しない旨を記載した書類	様式第8号	
12. 申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	*****	
13. 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し並びに成年	*****	

被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書		
14. 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書若しくは商業登記簿の登記事項証明書	*****	
15. 申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	*****	
16. 優良認定に係る書類一式（希望者）	一覧表（優良）	

提出書類一覧表（優良認定に係るもの）

提出書類	様式	チェック欄
1. 従前の許可の有効期間において特定不利益処分を受けていないことを誓約する書類	優良様式第1号	
2. 環境省令で定める事項を当該許可の更新の申請の日前6月間（優良認定を受けている者である場合は、従前の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により、公表し、かつ環境省令で定める期間ごとに更新していることを証する書類	優良様式第2号 優良様式第3号 優良様式第4号	
3. ISO14001又はエコアクション21等の認証を受けていることを証する書類	*****	
4. 電子マニフェストの利用が可能であることを証する書類	*****	
5. 法人税等（法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料並びに労働保険料）を滞納していないことを証する書類	*****	

注意事項

- (1) 不動産の登記事項証明書、法人の登記事項証明書、住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書並びに納税証明書等の公の機関が発行する証明書等については、申請時において3か月以内に発行された原本（副本については複写で可。）を添付すること。
- (2) 用紙の大きさは、図面等を除き、日本工業規格A4列4番とすること。
- (3) 一部の添付書類については、提出の省略又は原本の提出の省略が可能です。当該制度を利用する場合は、添付書類省略申立書（更新・変更許可用）【別途様式】又は添付書類省略申立書（先行許可用）【別途様式】を添付すること。